主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人砂子政雄の上告理由一乃至四について。

所論は、原審が適法にした証拠の取捨、事実の認定を非難するに帰する。所論の 乙第一号証は一五〇〇〇円の受領書にすぎず、これのみにより所論和解契約成立の 事実を認めなければならないものではない。また、裁判所は証拠を措信しない理由 を一々明示することを要するものとはいえない。なお、民法一一〇条に関する事由 は、上告人が原審において主張しなかつたのであるから、この点につき原判決には 所論の違法はなく、論旨末尾表示の判例は、いずれも本件に適切でない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長表	找判官	島			保
表	找判官	河	村	又	介
表	找判官	\ J \	林	俊	Ξ
表	找判官	本	村	善太	郎
表	光判官	垂	7K	克	己